

一般財団法人 岩手県社会保険協会
〒020-0021 盛岡市中央通1丁目6番26号
TEL.019-625-2772 FAX.019-626-0252
URL : <http://www.syahokyo-iwate.com/>

- 日本年金機構 P2-3 ● 資格取得届及び被扶養者異動届について ● 電子申請をご利用ください
- 全国健康保険協会 岩手支部 P4-6 ● 令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせです
● 35～74歳の被保険者様(お勤めの方)令和7年度の健診のご予定はお決まりですか?
● 仕事中や通勤途中にケガをした場合、健康保険を使用できません!
● 医療機関を受診する際は、マイナ保険証をご利用ください
- 岩手県社会保険労務士会 P7 ● 社労士通信 vol.31
- 社会保険協会 P8 ● 年金制度等説明会を実施しました ● ボーリング大会を実施しました ● 2025年度年会費のご案内
● 優待施設の契約解除について ● TDR利用券の有効期限・宿泊割引のご案内



「明治からの復活を果たした一関だけの野菜」

一関市室根町矢越地域で明治の頃に始まった「矢越かぶ」ですが、一時絶滅したとされていたが、宮城県大島に残っていた種を分けてもらい栽培していました。しかし、震災で大島のモノが絶滅したことにより再びこの矢越地域だけの産地に戻った珍しいかぶです。

実は綺麗なオレンジ色でかぶとは思えない甘さが特長。古くから甘味として幅広く親しまれてきました。一般の流通には出回らないもので、地域の産直などに並ぶだけです。旬である3月ということで、この機会に食してみたいかがでしようか。

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っておりません。

記事提供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会
編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

職場で回覧しましょう

資格取得届及び被扶養者異動届について

昨年の12月2日よりマイナンバーカードによる健康保険証への移行に伴い、従来の被保険者証の発行が行われなくなりました。

新たに被保険者資格を取得する方又は被扶養者認定を受ける方が、下記**資格確認書の発行を要する事由に該当する場合は**、「被保険者資格取得届」、「被扶養者(異動)届」の「**資格確認書発行要否**」欄に**チェックを付して届書を提出する必要があります**。これにより、全国健康保険協会から資格確認書が交付されます。届出の際は、お手数ですが、**資格確認書の発行の要否**について、確認をお願いします。

〈資格確認書の発行を要する場合〉

該当して
いませんか?

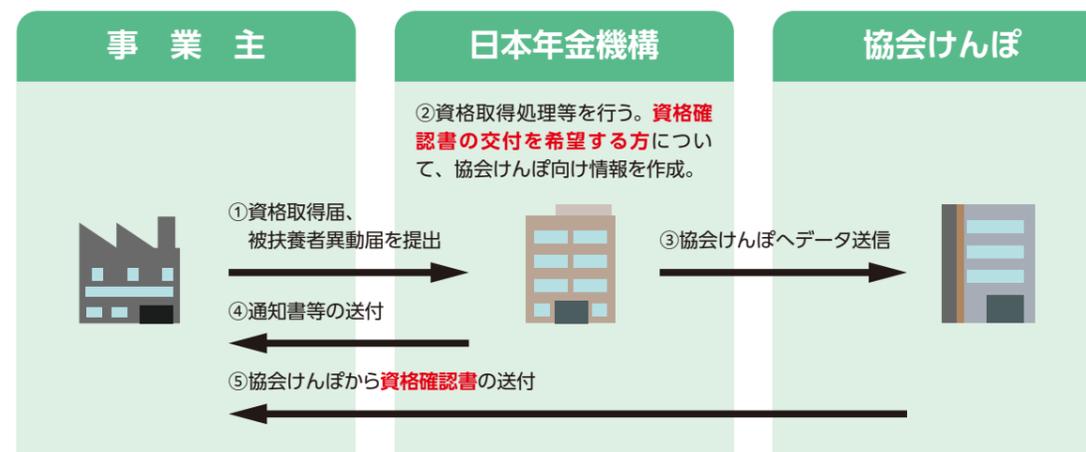


- マイナンバーカードを取得していない方
- 保険証利用登録を解除された方
- マイナンバーカードを返納されている方
- 保険証利用登録解除を申請した方
- マイナンバーカードを保有しているが、保険証利用登録を行っていない方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

〈被保険者資格取得届イメージ〉

〈被扶養者(異動)届イメージ〉

〈資格確認書発行の流れ〉



電子申請をご利用ください



資格取得届や被扶養者(異動)届を提出される際は、簡単で便利な電子申請をご利用ください。電子申請された届書は、事務処理の日数が短縮され、紙の届書より処理が速くなることから、資格確認書も早く届きます。

.....メリットたくさんあります.....



いつでもどこでも申請可能
24時間365日オンラインで申請できます。在宅勤務をしても、自宅から申請できます。



コスト削減
来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減できます。



処理が速くて正確
申請データをそのまま取り込んで処理するため紙の届出と比べ、正確に速く処理されます。

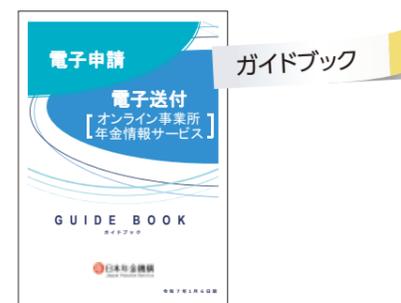
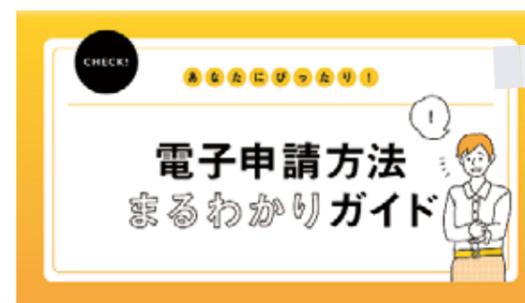


申請時のチェック、データ管理が簡単
申請時に不備がないかシステムチェックができます。処理状況・結果通知をPCで確認でき、データ管理も簡単です。



日本年金機構のホームページに、メリットや申請方法をわかりやすく解説した動画や具体的な操作手順を記載したガイドブックを掲載していますので、ぜひご活用ください。

〈日本年金機構ホームページ〉 <https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



令和7年3月分(4月納付分)からの 保険料率のお知らせです

岩手支部の健康保険料率は**変更**となります

健康保険料率(岩手支部)



介護保険料率(全国一律)も変更となります



※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。
※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分
変更後の保険料率が適用されます。
※任意継続被保険者の方は、令和7年4月納
付分の保険料から変更になります。

健康保険料率の上昇を抑制するためには、 加入者の皆さまのご協力が欠かせません

◆ご協力いただきたいこと

- ①生活習慣病予防健診や特定健診を受けていただくこと
- ②健康サポート(特定保健指導)を利用すること
- ③健康的な生活を心がけること
- ④医療機関への早期受診で重症化を防ぐこと
- ⑤ジェネリック医薬品を積極的に使用すること

令和7年度の結果が令和9年度健康保険料率に影響します。
令和9年度健康保険料率引き下げに向けて頑張りましょう!

皆さまの
ご協力を
お願いします



お問い合わせ先：TEL019-604-9018(企画総務グループ)



35～74歳の被保険者様(お勤めの方)



令和7年度の健診のご予定はお決まりですか?

協会けんぽ岩手支部では加入事業所様あてに、「令和7年度生活習慣病予防健診」のご案内をお送りしております。健診機関へのお申込みはお早めに!

注目!



おすすめポイント

- ①協会けんぽが健診費用の約7割を補助します。自己負担額(最高)5,282円!
- ②5大がん検診(肺・胃・大腸・子宮・乳房)も含んだ充実の検査項目!※
※子宮頸がん、乳がん検診は別途自己負担額のお支払いが必要となります。
- ③健診は受けたあとが肝心 健康サポートも利用可能!

STEP
1

健診機関を選ぶ

最寄りに健診機関がない事業所様は検診車で受診もぜひご検討ください。

STEP
2

健診機関に直接申し込む

協会けんぽへのご連絡は不要です。

岩手県内の健診実施機関は
こちらから→



お問い合わせ先：TEL019-604-9089(保健グループ)

仕事中や通勤途中にケガをした場合、 健康保険を使用できません!



仕事中・通勤途中のケガは「労災保険」の適用となり、原則健康保険を使えません。
仕事中・通勤途中のケガに該当するか判断が難しい場合は、勤務先を管轄する労働基準監督署へご相談ください。



健康保険を使ってケガの治療をした場合、被保険者様(加入者ご本人)宛に負傷原因の照会文書をお送りし、業務災害が疑われるものについては、事業主様宛に照会文書をお送りしております。

健康保険での給付可否等の確認となりますので速やかなご返送にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先：TEL019-604-9088(レセプトグループ)

医療機関を受診する際は、マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日から、保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに変更となりました。

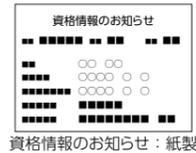
令和6年12月2日以降の受診方法

受診方法	2024年												2025年												2026年											
	月	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	...									
保険証	→											※経過措置期間終了(12月1日) ※経過措置期間終了後使用不可																								
マイナ保険証	→												→												→											
医療機関等でオンライン資格確認が利用できない場合	→											※制度改正後使用可能												→												
資格確認書	→											※制度改正後使用可能												→												

令和6年12月2日以降に加入された場合、協会けんぽからお送りするもの

1 資格情報のお知らせ

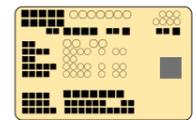
新規加入者全員分の「資格情報のお知らせ」を発行します。各種給付金の申請に必要な記号番号等の確認にご利用ください。



資格情報のお知らせ：紙製

2 資格確認書

加入時に「資格確認書」の発行を必要とする意思表示をされた方等に「資格確認書」を発行します。



資格確認書：プラスチック製

3 高齢受給者証

70歳以上の方には引き続き高齢受給者証を発行します。

大切に保管
しましょう!



●お問い合わせ先●

■マイナンバー総合フリーダイヤル(デジタル庁開設) ☎0120-95-0178

(マイナンバーカード、通知カードに関すること、マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンの紛失・盗難に関すること、マイナンバー制度、マイナポータルに関すること)

■協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル ☎0570-015-369

(マイナ保険証、オンライン資格確認、資格情報のお知らせ、資格確認書に関すること)

割増賃金(残業代)計算の注意点を確認しよう!

～「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できる手当の考え方～

総務担当者 「割増賃金の基礎となる賃金」を確認したいので教えてくださいませんか？

社労士

はい。ほとんどの賃金・各種手当(労働の対償として支払われるもの)は「割増賃金の基礎となる賃金」と考えて間違いありません。ただし、全ての賃金・各種手当ではありません。「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できるものが定められています。

まず、割増賃金とは何かについて説明します。使用者は、労働者に、時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせた場合には、法令で定める割増率以上の率で算定した割増賃金を支払わなければなりません(労働基準法第37条第1項・第4項)。

割増賃金は次のように算定します。

$$\text{割増賃金額} = \text{1時間当たりの賃金額}^{(*)} \times \text{時間外労働、休日労働、または深夜労働時間数} \times \text{割増賃金率}$$

総務担当者 はい。この点は、先輩社員に教えてもらいました。

社労士

割増賃金の基礎となるのは、所定労働時間の労働に対して支払われる「1時間当たりの賃金額(上記の(*))」です。例えば月給制の場合、各種手当も含めた月給を、1か月の(平均)所定労働時間で割って、1時間当たりの賃金額を算出します。このとき、以下の表の①から⑦は、労働と直接的な関係が薄く、**個人的事情に基づいて支給されていること**などにより、基礎となる賃金から除外することができます。

(労働基準法第37条第5項、労働基準法施行規則第21条)

(表)

①	家族手当
②	通勤手当
③	別居手当
④	子女教育手当
⑤	住宅手当
⑥	臨時に支払われた賃金
⑦	1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※(表)の①から⑦は、限定して列挙したものであり、例示(一例を示したもの)ではないことに留意する必要があります。これらに該当しない賃金は全て算入しなければなりません。



(表)の①から⑦の賃金・各種手当は、「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できるものですが、①から⑤の手当については、このような名称の手当であれば、全て基礎となる賃金から除外できるとは限りません。

総務担当者 ①から⑤の手当については、同じ名称の手当を支払っていても「割増賃金の基礎となる賃金」から除外できない場合がありますか？

社労士

割増賃金額に影響しますので、この判断は非常に重要です。例えば住宅手当という名称であっても全員に一律1か月1万円支給するような場合は、割増賃金の基礎となる賃金から除外できません。正しい給与計算を行うためにも、それぞれの除外要件等ご不明な場合は専門家である社労士にご相談ください。

総務担当者 わかりました。現在賃金体系の改定を検討しており、改めてご相談させていただきます。

ささいな事でもお気軽にどうぞ!
詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶<https://www.iwate-sr.jp>



年金制度等説明会を実施しました！

今回の説明会は岩手労働局雇用環境・均等室による「フリーランス・事業者間取引適正化等法」、年金事務所による「障害・遺族年金」、各保健所による「健康出前講座(職場のメンタルヘルス)」について県内6会場で実施しました。

保健所による出前講座は様々なテーマを準備して各事業所へ出向いて研修を実施することも可能とのことですので、お気軽に最寄りの保健所へお問い合わせください。



保健所職員による説明

ボーリング大会を実施しました

昨年に引き続き一関社会保険委員会主催の事業所対抗ボーリング大会が2月15日(土)15チーム58名の参加で奥州市クオリアで実施されました。

成績は以下のとおりです。

- ◎団体優勝……………(一財)水沢環境公社
- ◎団体2位……………(株)西浦精機
- ◎団体3位……………(有)川崎工務店



優勝チーム：
水沢環境公社 高橋組



参加者、事務局の皆さん、
大変お疲れさまでした

2025年度年会費のご案内

2025年度岩手県社会保険協会会費につきましては5月にご案内します。口座振替の事業所様へは「請求書」及び「見積書」、口座振替以外の事業所様へはコンビニ・郵便MTの「払込票」を送付いたしますので、何卒ご理解とご賛同賜りますようお願い申し上げます。

金額は本年1月1日現在の被保険者数となりますので、5月にお届けする「会費納入のお願いについて」をご参照ください。

なお、口座振替は7月4日振替、「払込票」については6月30日までに納付いただきますようお願い申し上げます。

優待施設「ホテル法華クラブグループ」施設利用契約の解除について

1. 契約解除日：令和7年3月31日
2. 契約解除日までの宿泊優待料金の適用について
 - ・令和7年3月31日までの宿泊にかかる新たな予約については、これまでどおりの優待料金が適用されます。
 - ・令和7年4月1日以降の宿泊で、既に予約済み(HP掲載まで)のものは、これまでどおりの優待割引が適用されます。

「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券」の有効期限は3月31日です

利用券をお持ちの事業所様は有効期限にご注意してご利用ください。

「東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム会員限定！東京ディズニーセレブレーションホテル」宿泊割引のご案内

下記宿泊期間内の客室料金を10%割引にてご宿泊いただける特典。詳細をご確認のうえ、この機会にぜひご利用ください。

■宿泊期間：2025年4月1日(火)▶2026年3月31日(火)^{*1}

■予約期間：2025年2月3日(月)▶2026年3月30日(月)^{*2}

■対象：東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム加入団体所属の皆様とそご家族

※1：12/31、1/1及びその他工事・運営上の理由で除外となる日にちがあります。 ※2：宿泊日の4カ月前同日 11：00～ご予約いただくことが可能です。ただし、予約開始日は変更になる可能性があります。

詳細のご確認、ご予約は

利用者用サイト から→



コーポレートプログラム利用者用サイト

検索



東京ディズニーセレブレーションホテル宿泊者特典

- ・ホテル内でパークチケットを購入して、滞在中にパークを楽しむ
- ・パーク⇄ホテルの移動は、無料のシャトルバスが便利!(約20分でパークへ到着)

岩手県内の年金出張相談所及び年金相談につきましては事前予約制となっています。当協会ホームページの「岩手県年金出張相談所開設案内」より日程や連絡先などをご確認ください。

ホームページがご覧になれない場合は、以下の『日本年金機構専用ダイヤル』へお問い合わせください。

「来訪相談予約受付専用電話」
0570-05-4890

「年金相談に関するお問い合わせ」
0570-05-1165